

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第1回及び第2回）
の審議状況について

1 鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会

(1) 概要

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会は、火葬場使用料及び不燃物処理手数料（以下「使用料等」という。）に関する事項について、使用料等の徴収における客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等の知見や圏域住民の意見を踏まえ調査審議することを目的に、令和7年2月組合議会で条例を制定し設置したもの。

今年度は、来年度からの使用料等の見直しについて審議を行うとともに、今後は、3年ごとを目途に定期的を開催し、使用料等の改定等について検討することとしている。

(2) 委員

人数：7名

選出区分	団体等の名称	役職等	氏名	備考
学識経験者	公立鳥取環境大学	教授	石川 真澄	会長
各種団体の代表者	米子市商工会議所	専務理事	森田 豊充	職務代理者
	米子市社会福祉協議会	事務局長	景山 泰子	
	コミュニティネット山陰	-	矢倉 賢	
地域住民の代表者	米子市自治連合会	副会長	角田 和久	
	（日野郡代表） 大宮まちづくり協議会	会長	古都 憲孝	
	（西伯郡代表） 伯耆町区長協議会	会長	長谷川 正	

(3) 開催状況

	第1回	第2回
日時	令和7年7月1日（火）	令和7年7月24日（木）
場所	米子市役所3階 第2応接室	米子市淀江支所2階 大会議室
内容	①会長の互選及び職務代理者の選任 ②諮問 ③使用料等審議会の設置目的等について説明 ④火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しの経緯等について説明及び意見交換	①第1回審議会の概要及び結果等について報告 ②使用料等の試算額について説明及び意見交換
出席者	委員：7名	委員：7名

(4) 見直しのスケジュール

期日	内容
令和7年7月1日	第1回審議会（諮問）
7月24日	第2回審議会（使用料等改定の審議）
7月17日 8月4日 8月22日	審議状況の報告 ・副市町村長会議 ・正副管理者会議 ・組合議会臨時会 民生環境常任委員会
8月27日	第3回審議会（使用料等改定の審議）
9月	第4回審議会（答申）
9月～11月	答申内容・改定案について関係市町村と協議 ・担当課長会議 ・副市町村長会議 ・正副管理者会議
11月	組合議会定例会（関係条例の一部改正）
12月～3月	周知期間
令和8年4月1日	改正条例施行（新使用料等の適用開始）

2 第1回審議会の開催結果について

(1) 管理者による審議会への諮問内容

- ・使用料等の見直しの必要性
- ・その必要性が認められた場合の改定額

(2) 使用料等の見直しについて事務局からの説明

○使用料等の見直しの方向性や論点について、次の5点を事務局から説明を行う。

【見直しの論点と検討ポイント】

論点	検討ポイント
費用（コスト）	○火葬・ごみ処理に係る費用として計上すべきものについて検討 ・火葬・ごみ処理に係る直接経費、人件費、施設維持費、施設改修費などのランニングコスト ・当初建設工事費、初期の備品購入費などのイニシャルコスト ○算出に用いるデータについて検討 ・過去の実績とするか、今後の見込額（改定料金の適用が想定される令和8年度～令和10年度）とするか
火葬件数・ごみ処理量	○算出に用いるデータについて検討 ・過去の実績とするか、今後の見込額とするか ※費用と同様
受益者負担率	○使用料等の原価に対し、受益者が負担すべき割合について検討 ・火葬・ごみ処理にかかる公共性の強さや日常生活での必需性の度合い、民間に同様な事業があるか否かなど
他団体等との均衡	○県内外の他団体における同施設の使用料等との均衡を考慮について検討 ・他団体等の使用料等の算出方法、算出根拠などを検証
激変緩和措置	○大幅な増減による住民負担の激変緩和措置の必要性について検討

(3) 委員からの主な意見

- 物価高騰等により定期的な見直しは必要であるが、様々な資料や議論の中で必要性については決定していくべき。
- 当初建設工事費や施設の長寿命化改修、基幹設備（プラント）の更新等は金額も大きく、利用者に負担を求めるべきものか。一方、小規模修繕や定期的な維持補修は、施設運営上必要なものでありランニングコストとして算入してもよいのではないか。
- 算出に用いるデータは、今後3年間の見込みとすべき。
- 他団体との均衡と激変緩和措置については、費用や件数等により算定した「原価」が決まった後で検討するものであり、まずは原価を確認していくことが必要。

(4) 第1回審議会まとめ

- 委員の意見を踏まえ、下記のパターン別の試算額の算出を行い、第2回審議会でも、使用料等原価について審議を行う。

【火葬場使用料の試算パターン】

算出に用いるデータ (費用・件数等)	対象経費の種別	受益者 負担率（仮）
推計値（R8～R10）	《パターンA》 ・ 経常経費（人件費・光熱水費・委託料等） ・ 維持補修費	50%
	《パターンB》 ・ 経常経費（人件費・光熱水費・委託料等） ・ 維持補修費 ・ <u>基幹設備修繕費※</u>	

【不燃物処理手数料の試算パターン】

算出に用いるデータ (費用・件数等)	対象経費の種別	受益者 負担率（仮）
推計値（R8～R10）	《パターンA》 ・ 経常経費（人件費・光熱水費・委託料等） ・ 維持補修費	100%
	《パターンB》 ・ 経常経費（人件費・光熱水費・委託料等） ・ 維持補修費 ・ <u>基幹設備修繕費※</u>	
	《パターンC》 ・ 経常経費（人件費・光熱水費・委託料等） ・ 維持補修費 ・ <u>基幹設備修繕費※</u> ・ <u>最終処分場経費</u>	

- ※ 両施設の基幹設備修繕費は、施設の機能維持のために概ね10年以内に行う定期的な修繕に係る経費。

3 第2回審議会の開催結果について

(1) 委員からの主な意見

項目	意見等（要旨）
全体について	・使用料等の原価の算定に用いる対象経費は、火葬場使用料と不燃物処理手数料で合わせたほうがよい。 ・設備の適切な維持管理のため、対象経費は経常経費と基幹設備修繕費（概ね10年以内で行うもの）とすべき。 ・現行使用料等から一度に大きく上がると住民の理解が得難いので、段階的に上げていくことも検討すべき。 ・県内であれば、同程度の金額でサービスが受けられることも重要であるため、東部及び中部との均衡も必要。
火葬場使用料について	・より良い接客対応や施設・環境整備等のための使用料等の値上げは、住民の理解が得られる。
不燃物処理手数料について	・最終処分場処理経費を含め、処理にかかる経費はすべて入れるべきだが、現行との差が大きい。 ・H21改定時の原価（286円）から今回の試算（962円）になった要因（ごみ処理量の減少、労務経費の増加）は理解できる。 ・市町村負担を軽減するためにも、今回の試算の原価（962円）を基準に考えるべき。 ・役務にかかる経費だけでなく、施設の維持管理費を経費とするなど使用料と同じ算定方法なら、受益者負担率も、100%ではなく、同じ（50%）にする考えもある。 ・H21改定時の受益者負担率（59%）を参考にする考えもある。

(2) 第2回審議会まとめ

○火葬場使用料、不燃物処理手数料とも、算定のための経費を次のとおりとする。

経常経費＋基幹設備修繕費（概ね10年以内に実施する設備の修繕費）

○下記試算額をベースに、端数処理や県内、他団体との均衡、激変緩和措置について、第3回審議会で審議を行う。

	火葬場使用料 (現行：12,000円)	不燃物処理手数料 (現行：178円／10kg)
費用（コスト） (経常経費＋ 基幹設備修繕費)	98,945千円	402,598千円
火葬件数／ごみ処理量	2,859件	4,186.88t
原価	34,608円	962円
受益者負担率・試算額	50% 17,304円	50%～60% 481円～577円
試算額（端数処理）	18,000円	480円～580円

4 第3回審議会開催予定

日時 令和7年8月27日（水）午後2時～

場所 米子市淀江支所大会議室